

## 花巻市地域自治に関する懇談会設置要綱

### (設置目的)

第1条 花巻市の持続可能な地域自治を推進するため、地域自治を担う組織やその制度のあり方について意見交換を行う場として、花巻市地域自治に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、持続可能な地域自治を推進するにあたり、次に掲げる事項についての意見交換を行う。

- (1) 地域課題及び地域自治を担う組織の仕組みの再構築に関すること。
- (2) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

### (運営)

第3条 懇談会は、地域振興部長が別に定める座長、副座長及び委員（以下「委員等」という。）で構成する。

- 2 懇談会は、地域振興部長が招集し、座長が主宰する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、座長又は地域振興部長が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

### (任期)

第4条 懇談会の委員等の任期は、当該年度の末日までとする。

### (庶務)

第5条 懇談会の庶務は、地域振興部地域づくり課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年11月15日から施行する。